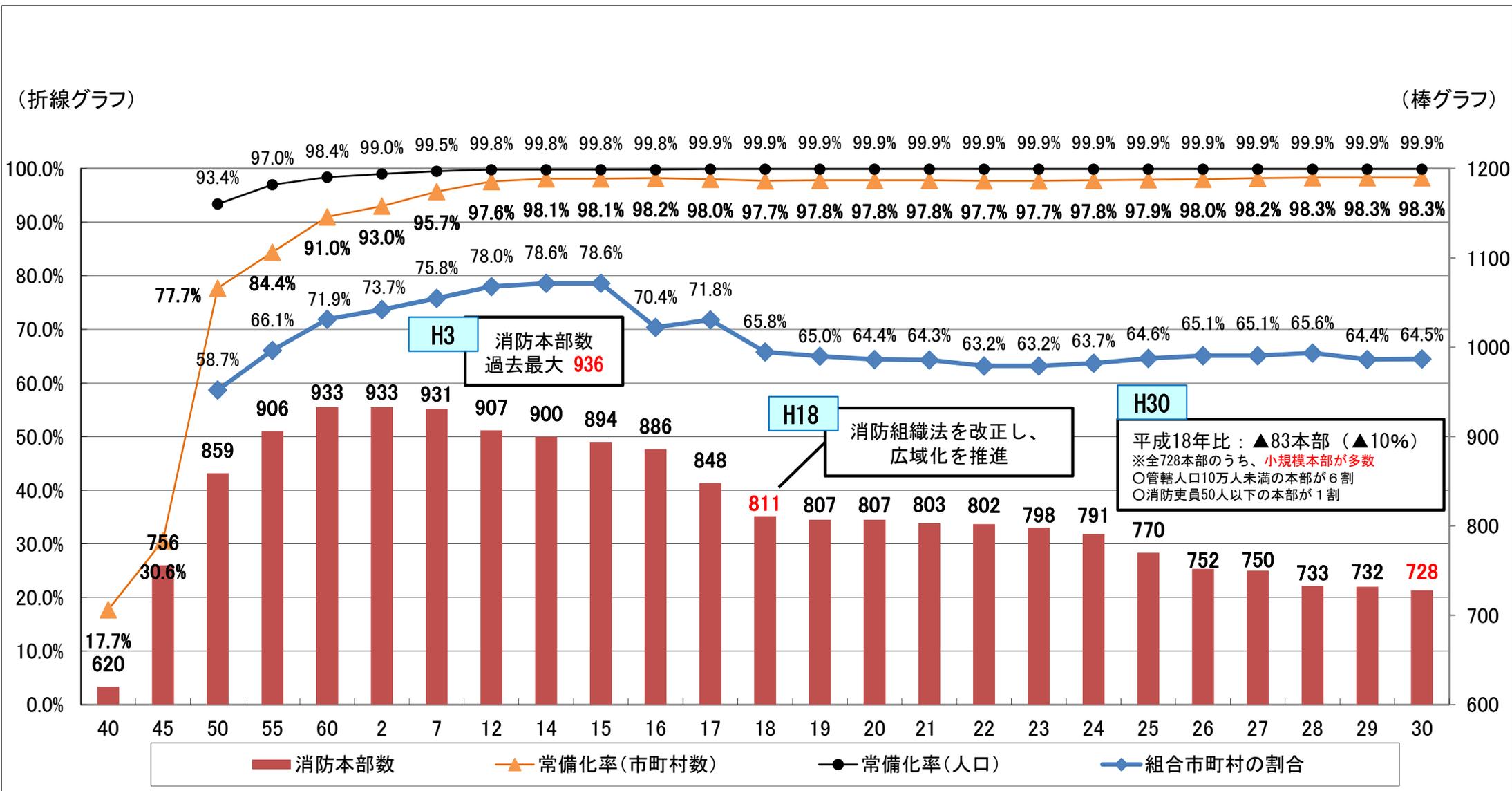


消防体制の推移と現況

(1) 消防の常備化の状況等

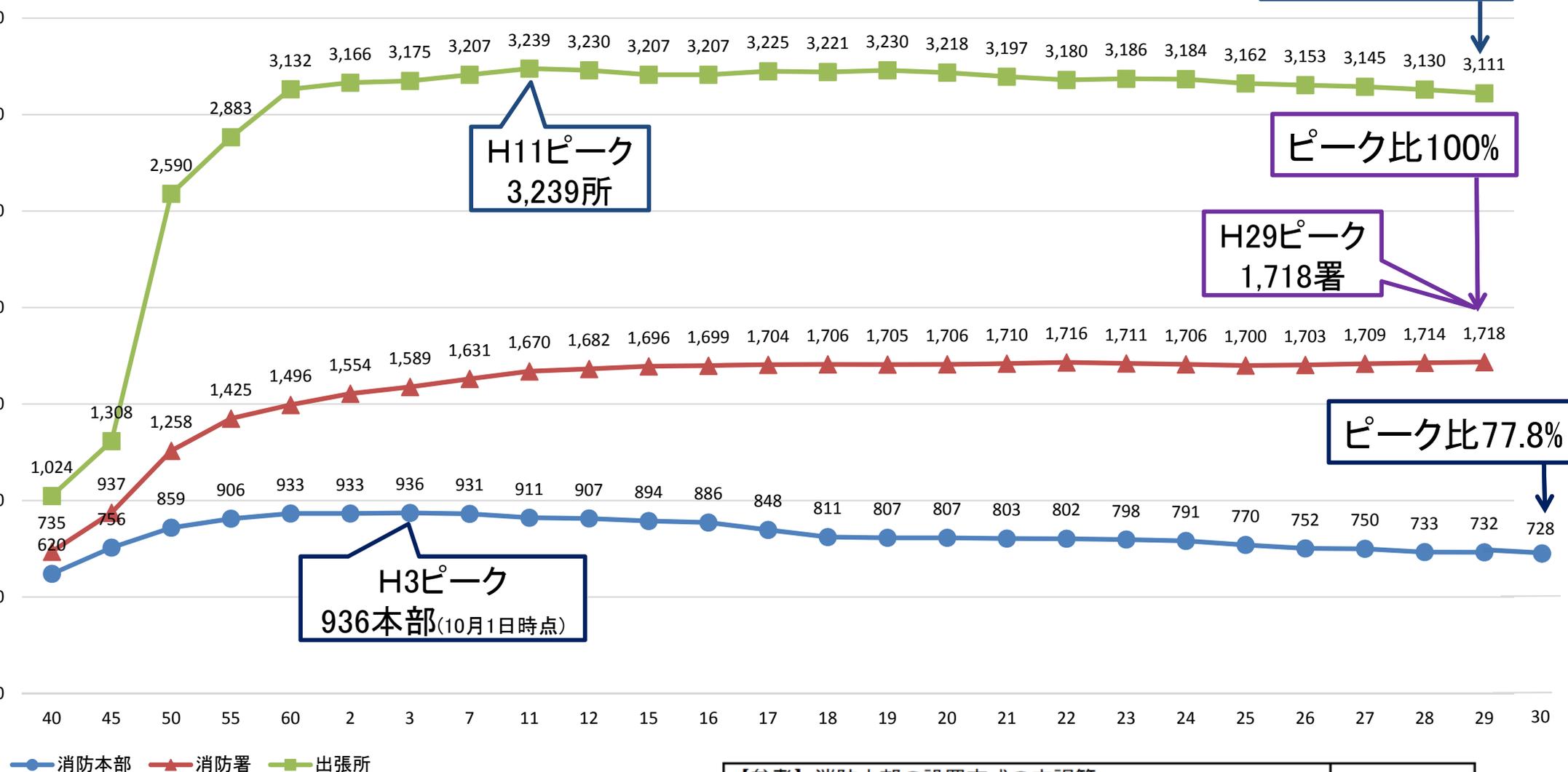


(注) 東京都特別区は1の市とみなして計上している。各年4月1日現在。以下同じ。

組合構成市町村数の割合：組合構成市町村数／全市町村数

(2) 市町村の消防組織の状況

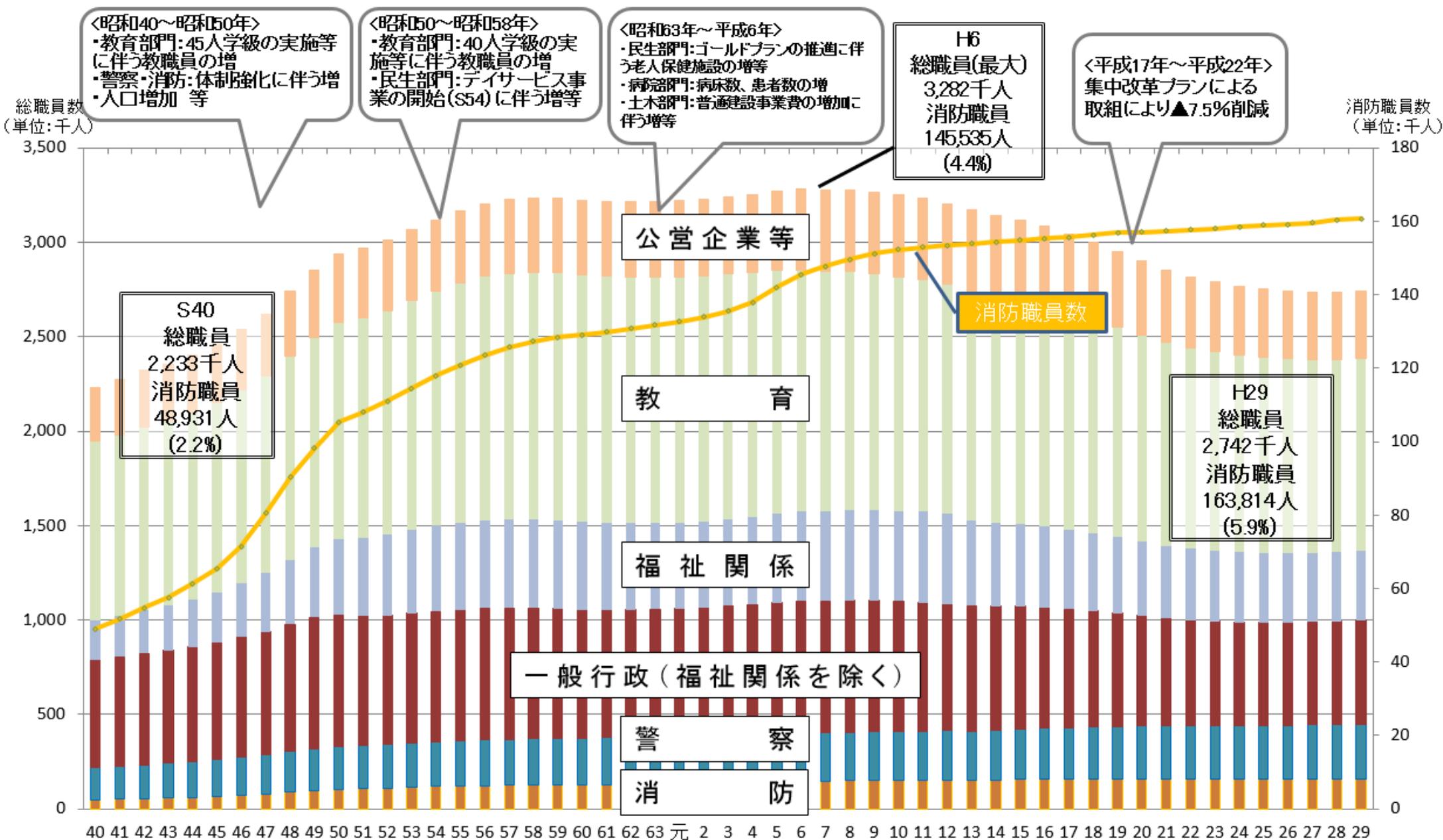
消防本部・署・出張所数



(注)・グラフの数値は各年4月1日

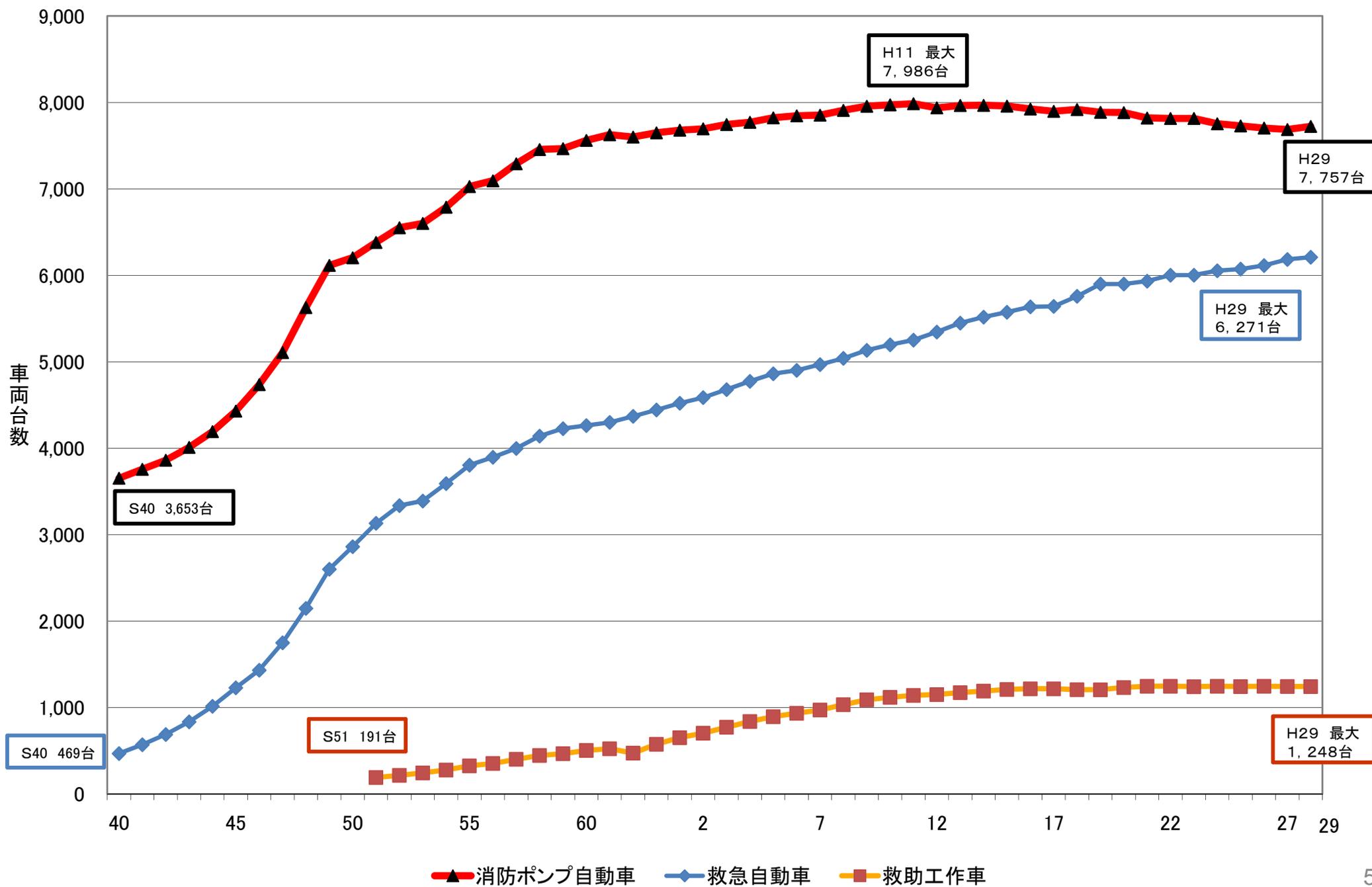
【参考】消防本部の設置方式の内訳等 (平成30年4月1日現在)		団体数
消防本部		728
①単独本部 (②を除く)		369
②単独本部のうち事務受託をしている本部		70
③一部事務組合等		289
非常備町村		29

(3) 地方公共団体の総職員数の推移



※ 数値は各年4月1日現在(「地方公共団体定員管理調査」より)
 ※ 本表の職員数は、非常勤職員及び臨時的任用職員を含んでいない。

(4) 消防車両等の推移



消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

1. 消防の広域化

経緯

- 平成6年以降、通知により広域化を推進。
- 平成18年、「市町村の消防の広域化」を**法律**（消防組織法）に位置付け。
→ 法改正後、これまで、**二期10年以上にわたり広域化を推進**。
- 三期目**となる平成30年度～平成35年度においても、引き続き広域化を推進。

実績・現状

【実績】

- 法改正以降、**52地域**で広域化が実現※
それに伴い、消防本部数も減少。
（消防吏員50人以下の本部が大幅減）
※平成30年4月1日時点

【参考】大規模な広域化の例
奈良県広域消防組合（管轄人口約91万人）→ほぼ全県1区
平成26年4月1日に11消防本部（37市町村）が広域化

【現状】

規模別の消防本部数及び減少数

本部規模	本部数		減少数 (H30←H18)	
	本部数	割合	減少数	減少割合
全消防本部	728	—	▲83	▲10%
うち 管轄人口10万人未満	433	6割	▲54	▲11%
消防吏員100人以下	283	4割	▲85	▲23%
消防吏員50人以下	73	1割	▲46	▲39%

管轄人口及び消防吏員数は平成29年消防現況調査より算出

2. 消防の連携・協力

経緯

- 直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、**消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要**。
- 平成29年以降、通知により連携・協力を推進。

例

- 指令の共同運用、消防用車両の共同整備、境界付近における消防署所の共同設置** など

- ➡ 消防庁は、都道府県に対し、**広域化推進計画の再策定を要請（H30.4.1通知）**
- 推進計画には、**広域化対象市町村及び連携・協力対象市町村を定めることとされている。**